

給食費返還対象事例

糸満市立学校給食センター運営に関する規程給食センター運営に関する規程による

(給食費の返還)

第7条 学校給食費は、校長の報告により次の各号の一に該当するものについて、日割で算定し返還する。

(2) 病気又は事故により、長期にわたり給食を受けない場合

□病気や事故などで返還する場合の条件

・ 5日以上連続（休日を除く）で欠食する場合に限り返還対象となります。

・ 短期（5日以内）の欠食は返還対象となりません。

・ インフルエンザの場合も対象となります。

・ 返還する場合は給食センターへの報告が必要です。（保護者→学校→給食センターへ報告）

※報告が遅れると、すでに発注している食材は支払いが発生するため、報告後からの返還対象になります。

・長期欠席を予定している場合は、給食材料発注の関係から、1週間前までに報告をお願いします。

※給食提供後の事後報告は対象となりません。（報告時点からの対象となります。）

例1 5日以上連続（休日を除く）で欠食する場合に限り報告後6日からの返還対象となります。

この例では4日届、欠食期間4日から16日、11日から16日まで（4日分）が返還対象となります。

(4月)

日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
給食	○	○	○	欠	欠	休日		欠	欠	欠	欠	欠	休日		欠	欠	○	○	○	○
報告				届		日							日							

例2 返還されない事例

この例では4日届、4日から10日までの欠食届期間であるが5日以上連続（休日を除く）でない為、返還対象となりません。

(4月)

日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	17
曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	水
給食	○	欠	欠	欠	欠	休日		欠	欠	欠	○	○	休日		○	○	○	○	○	○
報告				届		休日							休日							

例3 月をまたいでの事例

5日以上連続（休日を除く）で欠食する場合に限り報告後6日からの返還対象となります。

この例では23日届、欠食期間26日から翌月7日まで、3日から7日まで（4日分）が返還対象となります。

(4月)

(5月)

日	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
曜日	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
給食	○	○	休日		欠	欠	欠	欠	欠	休日		欠	欠	祝日	欠	欠	休日		○
報告		届	休日							休日				日			休日		

給食費返還計算事例

□返還金の計算

- ・返還金の対象は休日を除き 5 日以上連続で欠食する場合に限り 6 日目以降分からの返金となります。
- ・既に給食を提供している場合は、保護者から学校へ届出を受け取った日以降から返還対象となります。
- ・長期欠席予定者の場合は、前もって保護者が学校へ連絡し学校が届出を給食センターに提出していれば、欠食予定日からの返金となります。

例 1 5 日以上連続（休日を除く）で欠食する場合に限り報告後 6 日からの返還対象となります。

この例では欠食の 5 日前、14 日届、欠食期間 24 日から翌月 3 日まで、24 日から翌月 3 日まで（7 日分）が返還対象となります。

(4 月)									(5 月)											
日	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3
曜日	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
給食	○	休		○	○	○	○	○	休		欠	欠	祝	欠	欠	休		欠	欠	欠
報告	届	日							日				日			日				

例2 返還されない事例

5日以上連続（休日を除く）で欠食する場合に限り報告後6日からの返還対象となります。
 この例では22日届、5日以上連続でない為、返還対象となりません。

(4月)

日	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
曜日	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
給食	○	○	×	×	○	○	○	欠	欠	×	×	○	○	×	欠	欠	×	×	○	○	欠	欠	欠	×	×
報告	届																								

例3 返還されない事例

5日以上連続（休日を除く）で欠食する場合に限り報告後6日からの返還対象となりますが
 例として欠食日が1日から9日まで7日間で5日以上連続の欠食の場合でも届けが遅れると返還対象となりませ
ん。

(4月)

日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
曜日	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
給食	欠	欠	×	×	欠	欠	欠	欠	欠	×	×	○	○	○	○	○	×	×	○
報告															届				